

財形住宅預金規定



広島みどり信用金庫

2020 年 4 月 1 日現在

【目次】

財形住宅預金規定	2
1. (預入れの方法等)	2
2. (預金の種類、期間、継続方法等)	2
3. (預金の支払方法)	2
4. (利息)	2
5. (反社会的勢力との取引拒絶)	2
6. (取引の制限等)	2
7. (預金の解約等)	3
8. (税額の追徴)	3
9. (差し引き計算等)	3
10. (転職時等の取扱い)	3
11. (非課税扱いの適用除外)	3
12. (預入金額の変更)	3
13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)	3
14. (成年後見人等の届出)	3
15. (印鑑照合)	4
16. (譲渡、質入れの禁止)	4
17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)	4
18. (規定の変更等)	4

いつも当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

「財形住宅預金」のお取引については、本規定によりお取扱いしますので、ご一読ください。

財形住宅預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) 財形住宅預金(以下「この預金」といいます。)は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成住宅預金契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類、期間、継続方法等)

- (1) この預金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) この預金(後記3.による一部払出後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額および最長預入期限に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (3) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の支払いは、法令で定める持家としての住宅取得または増改築およびマンション等の修繕・模様替(以下「住宅の取得等」といいます。)のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) 前記(1)により、この預金の元利金の全部(一部払出後の残額の払出しを含む)を払出す場合には、住宅の取得等の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出して下さい。
- (3) 前記(1)により、この預金の一部を払出す場合は、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前記(3)による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等をした日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満……………当金庫所定の「2年未満」の利率
 - B. 2年以上……………当金庫所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)

② 前記①の利率は、当金庫所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合および第7条第4項の規定により解約する場合、その利息は預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって1年複利の方法により計算します。

なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当金庫が定めた日からとします。

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第4項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前記(1)から(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約等)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当金庫がやむをえないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第6条第1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ② 第6条第1項、第3項および第4項でのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当

金庫の業務を妨害する行為

E. その他本号AからDに準ずる行為

8. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

- ① 前記3.によらない払出しがあった場合
- ② 前記3.による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合
- ③ 前記3.による一部払出後2年以内に住宅の取得等をした日から1年を経過して残額の払出しがあった場合

9. (差し引き計算等)

- (1) 前記8.②の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、次により税額を追徴できるものとします。
 - ① 前記8.②の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
 - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

10. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により、財形住宅貯蓄契約にもとづくこの預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から1年以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

11. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 前記1.(1)ならびに(2)による以外の預入があった場合
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合

12. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当金庫所定の書面によって当店に申出てください。

13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

14. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届け

ください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

15. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

16. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものと、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、契約の証とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当します。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができます。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について

当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上